

事務連絡
令和元年8月20日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和元年8月8日付けで送付しました「補装具費支給に係るQ & A」について、「Q1」の回答に対して複数の照会をいただきました。このたび、より分かりやすい記載に修正しましたので、別添のとおり、送付します。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に改めて周知し、適切に取り扱われるよう、よろしくお取り計らい願います。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室障害者支援機器係

TEL 03-5253-1111

(内線 3073,3071)

FAX 03-3503-1237

(視野障害のみによる視覚障害者への眼鏡)

Q1 視野障害のみの身体障害者手帳が交付された方に対して遮光用の機能がある眼鏡を支給する場合は、どのように対応すべきか。

A 平成30年度の補装具費告示により、眼鏡の基本構造「矯正用」「遮光用」「コンタクトレンズ」「弱視用」に整理し、遮光用は「前掛け式」のみとなった。一方、矯正用であっても、遮光用の機能が必要な場合は、従来どおり一定額での支給決定が可能である。

このため、視野障害のみの身体障害者手帳が交付された方に対して、フレームを含めて遮光用の機能を有する眼鏡（矯正なし）を支給する場合は、矯正用の「6D未満」で遮光用としての機能が必要なものとして支給決定して差し支えない。

(軟骨伝導補聴器)

Q2 従来の気導式、骨導式の補聴器ではない、新しい伝導方法を使った「軟骨伝導補聴器」を支給決定する場合はどのように扱うべきか。

A 軟骨伝導補聴器は、耳の軟骨部に振動を与えて聞こえを補う、新しいタイプの補聴器であり、一般的な補聴器の使用が難しい外耳道閉鎖症や小耳症の方などに有効との症例がある。軟骨伝導補聴器は、補聴器としては認められているが、補聴器の性能を定義している規格（JIS C5512やIEC60118-9）に定める測定方法とは異なるため、これらの規格には基づいておらず、「軟骨伝導補聴器」としての規格が定義されていない。補聴器の購入基準は、JIS等の規格を引用し性能表示しているため、現時点では「軟骨伝導補聴器」は補装具費基準告示の基本構造とは合致していない。そのため、気

導式補聴器（ポケット型、耳掛け型、耳あな型）、骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導補聴器が間違いなく適合することが認められる場合は、補装具費基準告示に規定する基準額との差額自己負担として対応するのではなく、特例補装具として支給決定して差し支えない。

（他制度との適用関係）

Q3 他の法令に基づく用具の給付制度において給付が決定した用具について、発生した自己負担分を補装具費支給制度で支給決定してよいか。

A 障害者総合支援法第7条の規定により、他の法令に基づく給付が行われる場合は、自立支援給付は行わないとしている。そのため、他の法令で給付された用具を、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度において重ねて支給決定することは適当ではない。

（難病患者等）

Q4 障害者総合支援法で規定する難病患者等に対する補装具費の支給決定の留意点如何。

A 障害者総合支援法第5条の規定により、難病患者等がサービスの対象とされており、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度（継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度）である者を対象とすることとしている。補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定にあたっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。